



～18歳からの「君ならどうする？」～
若年者のための消費生活サポート情報



第27号
2023. 7. 25

不用品の買取を依頼したのに 高額な回収費用を請求された

事例

転居のため、ネット広告を見て冷蔵庫や洗濯機などの不用品買取を事業者へ依頼したが、値がつかず、回収費用として22万円を請求された。ATMでお金をおろしてくるように言われたが、口座振込にしたいと伝え、何とか帰ってもらった。高すぎると思うので支払いたくない。（20代女性）



©KANAGAWA2013

一言アドバイス



北海道消費者
教育PRキャラクター
「ちえ子さん」

- 不用品買取の目的で来訪を依頼したにも関わらず、回収費用を請求され契約した場合は、訪問販売に該当し、クーリング・オフできる可能性があります。
- 不用品の処分は、お住まいの市区町村窓口にご相談しましょう。
- 事前の見積りとは異なる高額料金を請求された場合は支払いを断り、事業者が帰ってくれず困った時には、警察へ連絡しましょう。

- サポート情報のバックナンバーはこちらから
～18歳から大人～若年消費者のための特設ページ
URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/youngindex.html>



困った時はひとりで悩まず相談しましょう！
北海道立消費生活センター 受付時間 平日／午前9時～午後4時30分

相談専用電話 ☎ 050-7505-0999

消費者ホットライン※ ☎ 188（「嫌や！」泣き寝入り）

※全国共通の電話番号。お住まいの市町村など、近くの消費生活相談窓口をご案内します。

北海道消費者
教育PRキャラクター
「かしこしか」

